

福島県労働委員会のご案内

労働委員会とは



労働組合や個々の労働者と使用者間の紛争について、双方の話し合いの仲立ちを公正・中立な立場で行うことで、迅速・円満な解決のお手伝いをする県の行政委員会です。

労働委員会の業務

☆労働組合と使用者のトラブルなど☆
相談、あっせん、調停、仲裁
不当労働行為の審査、労働組合の資格審査

無料

秘密
厳守

☆労働者個人と使用者のトラブルなど☆
相談と個別調整（あっせん）

※ 業務の概要は、次のページ以降に記載しています。

電話、来所、メールでの相談を受け付けています

電話：024-521-7594

来所：福島県労働委員会事務局
（福島県自治会館4階）

メール：メールによる相談送信フォームはこちら▶
詳しくはホームページで

福島県労働委員会 メール相談

検索



受付時間：土日祝日・年末年始を除く

8:30~12:00 / 13:00~17:00

不当労働行為の審査

●不当労働行為とは

憲法第28条では、団結権、団体交渉権、団体行動権を労働者の基本的な権利として保障しています。

これらの権利を具体的に保障するため、労働組合法第7条は、次のような使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。

- *労働組合の組合員であることなどを理由に解雇その他不利益な取扱いをすること。
- *労働組合からの団体交渉申入れに対して、正当な理由なく拒否すること。
- *労働組合へ支配介入をすること。
- *労働委員会へ申立てをしたことなどを理由に解雇その他不利益な取扱いをすること。

不当労働行為を知っていますか？



●不当労働行為が行われた場合

不当労働行為が行われたと思われる場合は、労働組合又は労働者個人が労働委員会に救済を申し立てることができます（申立てができる期間は、使用者の不当労働行為が行われたと思われる日から1年間です）。

労働委員会は、申立ての内容が不当労働行為に該当するかどうかを審査し、該当すると判断した場合は、使用者にこれを是正するよう命令します。

また、審査の途中で和解によって解決することも可能です。和解が成立したときに事件は終了します。

《不当労働行為の審査の流れ》

救 済 申 立 て

申立てができるのは、労働組合又は労働者個人です。

※ 労働組合が、不当労働行為の救済を受けるためには、労働組合法の規定に適合するかどうかの審査を受ける必要があります。

調 査

労使双方の主張を聴き、争点や証拠を整理し、審査計画を作成します。

審 問

証人尋問などにより、不当労働行為の存否を判断するための証拠調べを行います。

命 令

不当労働行為に該当すると判断したときは、救済命令を、該当しないと判断したときは、棄却命令を出します。

和 解

調査・審問の途中でも、労使双方の話し合いや労働委員会の働きかけを受け入れ、和解により解決することもできます。

取 下 げ

審査の必要がなくなったときは、取り下げることができます。

集団的労働争議の調整

労働組合等と使用者との間で、労働条件や労使関係に関する事項について争議となった場合に、労働委員会が公正・中立な立場で当事者の主張を調整し、労使双方の歩み寄りを促して争議を解決する制度です。

調整の方法には「あっせん」、「調停」及び「仲裁」があります。

これらの中では「あっせん」が最も多く利用されています。

あっせん	あっせん員（公益委員、労働者委員、使用者委員）が、労使双方から主張を聴取したうえで労使双方に譲歩を促し、必要な場合には「あっせん案」を示し、合意に達する手助けをします。
調停	公・労・使の委員で構成する調停委員会が、労使双方から主張を聴取したうえで「調停案」を作成し、双方に受諾を勧めることで、争議を解決に導く方法です。
仲裁	労使双方が、争議の解決を公益委員3名で構成する仲裁委員会に任せ、その判断（仲裁裁定）に従うことで争議を解決します。仲裁裁定は労働協約と同じ効力をもち、当事者双方を拘束します。

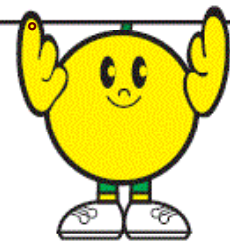
個別的労使関係の調整

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係紛争を解決する制度です。

調整員（公益委員、労働者委員、使用者委員）が、労使双方から主張を聴取したうえで双方の歩み寄りを促し、労働関係紛争の解決を図ります。

手法としては、集団的労働争議の「あっせん」と同様です。

労使トラブルを
解決します



《あっせん・個別的労使関係調整の流れ》



※ 個別的労使関係調整の場合は、「あっせん」が「調整」と置き換わります。

《福島県労働委員会の構成》

福島県労働委員会は、福島県知事が任命する、公益委員、労働者委員、使用者委員（各5名）により構成される、合議制の行政機関です。

公・労・使の委員は、それぞれの立場から、専門知識や経験を活かして、労使紛争の解決に当たります。

公益委員	労使の立場にとらわれず、広く公共の利益を代表する委員（弁護士、大学教授など）
労働者委員	労働者の立場を代表する委員（労働組合の役員など）
使用者委員	使用者の立場を代表する委員（企業経営者、会社役員など）

お問い合わせ先 福島県労働委員会事務局

住所 〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館4階

電話(直通) 024-521-7594 ・ F A X 024-521-7596

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/65015a/>

※ 当委員会ホームページでは、労働トピック、
労使トラブルQ&Aや労働コラムなど、労使
に役立つ情報を発信しています。

